

令和8年度国際物流拠点地域うるま地区立地企業支援事業 委託業務企画提案仕様書

本件企画提案公募は、令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものである。

また、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないものとする。

1 業務名

令和8年度国際物流拠点地域うるま地区立地企業支援事業委託業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区（旧特別自由貿易地域）に立地する企業（以下「立地企業」という。）が有する課題（生産性・収益性の改善、市場開拓及び人材確保・育成等）を経営支援専門家の派遣等により解決することで、立地企業の安定的な操業及び事業の拡大につなげることを目的とする。

4 業務内容

(1) 個別支援

経営支援の専門家を立地企業へ派遣し、訪問等によるヒアリングを実施し、課題・ニーズ分析から施策提案、実行、検証及び改善までのPDCAサイクルに基づく一貫した支援を行う（マッチング支援及び経営診断等を含む）。

(2) マッチング商談会

立地企業の市場開拓や連携先を探すことを目的とした商談会を実施する。

(3) 連携促進交流会

立地企業間の連携促進を目的として、立地企業が有する共通課題をテーマとする研修会等を実施する。

(4) 工場見学会

学生、求職者及び教育機関の関係者等を対象とした工場見学会を実施する。

(5) 情報収集・発信支援

他機関が実施する支援策等の情報を収集し、立地企業への共有を行う。

また、情報発信サイト「うるまっちOKINAWA」の活用に関する助言や補助等を行い、立地企業の情報発信を支援する。

※ 上記(1)～(5)以外にも、業務目的に沿う内容の取り組みを提案し、委託者が認める範囲で実施してよいものとする。

5 活動指標・成果指標

下表で定める活動指標及び成果指標の目標値を達成できるよう業務を実施すること。

なお、下表に定めていない業務を実施した場合は、業務目的への寄与度を勘案し、成果に加えるものとする。

業務内容	活動指標		成果指標	目標
		目標		
(1) 個別支援	支援社数 訪問数	35 社 175 回	課題改善 (商談成立等)	5 件
(2) マッチング商談会	開催数 参加社数	1 回 20 社	参加者満足度	良評価 80%
(3) 連携促進交流会	開催数 参加社数	2 回 20 社	参加者満足度	良評価 80%
(4) 工場見学会	開催数 参加者数	1 回 10 人	参加者満足度	良評価 80%
(5) 情報収集・発信支援	支援社数	35 社	うるまっち OKINAWA のアクセス数	前年比 20%増

6 業務実施にあたっての指示事項

(1) 業務内容の調整

他機関（国、市町村及び公社等）が実施している事業との類似性を調査し、支援内容が重複しないよう調整すること。

(2) 情報共有

ア 本業務の実施状況等を、県担当に月1回以上、訪問、オンライン、メール等の手段により報告すること。

イ 本業務の実施状況を確認するため、管理表を月1回提出すること。

ウ 関係機関等と打ち合わせを実施した際には、議事録を作成し、共有すること。

(3) 中間報告

業務の進捗等について、令和8年8月中に中間報告を行うこと。

7 成果品

この業務の実施内容をとりまとめた実績報告書（日本産業規格A列4番）を作成し提出すること（紙2部及びPDFデータ）。この場合において、当該実績報告書には、業務に要した経費の根拠資料を添付すること。

また、本事業で実施した調査等に係るデータについては、極力構造化することとし、CSVファイル（文字コード：UTF-8（BOM無し））も提出すること。
(図・表等の集計前のデータを含む。)

8 著作権

成果品の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、この業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものは、受託者の責任をもって処理すること。

9 業務の再委託

(1) 一括再委託の禁止等

ア 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

イ 契約の主たる部分は、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

ウ 上記イの契約の主たる部分とは、次に掲げるとおりとする。

(ア) 契約金額の50%を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

ア この業務の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

イ 指名停止措置を受けている者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託することができる簡易な業務

この業務の実施に当たり、受託者が第三者に委任し、又は請け負わせることができる簡易な業務は、次に掲げるとおりとする。

ア 資料の収集又は整理

イ 複写、印刷又は製本

ウ 原稿又はデータの入力又は集計

10 その他

この業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。